

令和7年度 第1回学校運営協議会



- 資料1 学校運営協議会名簿
- 資料2 学校運営協議会について
- 資料3 学校運営協議会傍聴要領について
- 資料4 コミュニティ・スクールグランドデザイン
- 資料5 学校グランドデザイン
- 資料6 学校教育目標・学校経営方針
- 資料7 学校行事年間計画
- 資料8 学校だより（4月号）

令和7年4月25日（金）

朝霞市立朝霞第十小学校

第 1 回 学 校 運 営 協 議 会

令和7年4月25日（金）

朝霞第十小学校 会議室

司会：教頭

記録：主幹教諭

【 次 第 】

傍聴人の確認

- 1 開 会 (10:00)
 - ・副会長：矢田敦子 様
- 2 あいさつ・自己紹介
 - ・会長：渡邊美知子 様
 - ・校長：宮腰高子
 - ・自己紹介
- 3 日程説明
 - ・教頭：春日寿一
- 4 学校経営方針等について
- 5 1学期の教育活動について
 - ・埼玉県学力・学習状況調査 5月15日(4年)12日(5年)14日(6年)
 - ・修学旅行（日光方面） 5月22日（木）23日（金）
 - ・体力テスト 5月20日（火）～
 - ・学校公開、引取訓練 6月 7日（土）
 - ・わくわくなかよしまつり 6月27日（金）
 - ・終業式 7月18日（金）
 - ・林間学校（国立赤城青少年交流の家） 7月23日（水）24日（木）
- 6 その他
 - ・今後の学校運営協議会の予定について
- 7 意見交換
- 8 閉 会 (11:00)
 - ・副会長 矢田敦子 様

令和 7 年度 学校運営協議会名簿

朝霞第十小学校

	委員	氏 名	主な経歴（現在の職業・役職を含む）
1	1 号	榑松 太郎	前スクールガードアドバイザー
2	1 号	榎本 明美	民生委員・児童委員
3	2 号	原山 由佳	十小子どものための会副会長
4	3 号	小島 真知子	青少年育成市民会議副会長
5	3 号	荒川 教子	学校応援団コーディネーター
6	3 号	原 賢治	はっぴいスマイル代表 朝霞ぐらんぱの会 民生委員・児童委員
7	4 号	金子 和人	青少年育成市民会議理事 元滝の根保育園長
8	4 号	渡邊 美知子	学校薬剤師
9	4 号	矢田 敦子	朝霞市こども相談室相談員 元朝霞第十小学校長
10	5 号	宮腰 高子	朝霞第十小学校長

（敬称略）

学校運営協議会について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6

- 1 教育委員会は、学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - ① 対象学校の所在する地域の住民
 - ② 対象学校に在籍する児童の保護者
 - ③ 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④ その他教育委員会が必要と認める者
- 3 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。

- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員本人から退任の申出があったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3 朝霞第十小学校 学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第十小学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

令和 7 年度 朝霞市立朝霞第十小学校 グランドデザイン

- 日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法
- 学習指導要領 ・移行の手引き
- 埼玉教育の振興に関する大綱
- 第 4 期埼玉県教育振興基本計画
- ～豊かな学びで 未来を拓く 埼玉教育～
- 令和 7 年度埼玉県教育行政重点施策
- 埼玉県教育委員会 指導の重点・努力点

学校教育目標

社会に生きる「生かす力」の育成

【い】意欲ある子
【か】考える子
【す】健やかな子



- 第 5 次朝霞市総合計画
- 朝霞市教育大綱
- 第 2 期朝霞市教育振興基本計画
- ～心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育～
- 令和 7 年度朝霞市教育委員会重点施策
- 保護者、地域の願い ○児童の願い

めざす児童像

当たり前のことが、当たり前でできる児童

- 基本的生活習慣が身に付き、規律ある態度が凡事徹底できる児童
- いじめを許さず、人権感覚を身に付けた思いやりのある児童
- 体力の向上を目指すたくましい児童
- 落ち着いて考え、自分の思いや考えを表現できる児童
- 自ら課題を見付け、その解決に向け試行錯誤する意欲ある児童

【目指す学校像】 豊かな学びで、
社会にむけて希望を持った児童がそろう学校

めざす教師像

認め励まし、鍛え育て、自信を持たせる教師

- 子供一人一人を大切にする教師
- 「わかる・できる」授業を工夫する教師
- 明るく健康で情熱にあふれた教師
- 専門職としての使命を自覚し信頼に応える教師

学校経営方針

- (1) 不易と流行の視点から目標やねらい等原点に立ち返って見直し・改善を図る。
- (2) 豊かな学びの機会を保障し、社会に生きる「生かす力」を身に付けた児童を育成する。
- (3) コミュニティ・スクールとして学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開する。
- (4) 「安心・安全な学校」づくりを推進するとともに、児童自らが安心・安全のために「自分の身は自分で守る」ことができる力を育成する。
- (5) 教職員のライフステージに応じて資質・能力の向上に努めるとともに、風通しがよく教職員一人一人が居がい・やりがい・働きがいの職場づくりを進める。

経営の重点と達成するための努力点と具体的施策

1 カリキュラム・マネジメントを進める中での「豊かな学び」の創出・

「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を通した「確かな学力」の育成

- ◎「学力」の定着・モジュールの充実・個に応じた指導
 - ・授業の中での「教える」と「考えさせる」の指導 ・計画的なモジュールの指導
 - ・朝読書と読み聞かせ ・個に応じた指導の充実 ・ステップアップ教室（3年）
 - ・家庭学習でも「しっかり・じっくり・何度でも」
- ◎「豊かな学び」・「主体的・対話的で、深い学び」を通した「確かな学力」の育成
 - ・見通しと振り返り（評価）・十小独自のカリキュラムマネジメント ・主体的、対話的な学習の充実・協働的な学びから深い学びへ ・問題解決的な学習の充実 ・言語活動の充実・個別最適な学びの支援

2 「規律ある態度」「体力の向上」「豊かな学び」の育成

- ◎朝霞市「教育に関する3つの重点目標」の「規律ある態度」と「体力」の取組
 - ・あいさつ、整理整頓、学習準備、話を聞く・発表、集中清掃の凡事徹底
 - ・体力向上の取組 ・早寝早起き朝ごはん ・自己健康管理能力の育成
- ◎道徳科・学活や体育の充実を通した「豊かな心」と「健やかな体」、「自立する力」の育成
 - ・考え議論する道徳の授業 ・道徳教育と他の教育活動のリンク ・人間関係づくり
 - ・いじめ撲滅の取組 ・人権感覚の育成 ・体育授業・体育的行事の継承と発展
 - ・キャリア教育（キャリアパスポート） ・道徳科・体育の授業公開

5 安心・安全な学校づくり

- ◎防犯・交通安全への取組・・・地域との連携・危険回避能力・tetoru 配信
- ◎施設・設備事故の防止・・・危険箇所の早期発見と対応
- ◎災害時の対応・・・マニュアル・訓練の見直し ・関係機関、地域との連携

4 心が整う学校づくり

- ◎清掃活動・・・集中清掃 ・親子除草
- ◎掲示活動・・・ユニバーサルデザイン ・計画的効果的な校内掲示物
- ◎緑化活動・・・栽培活動の取組（学校ファーム等） ・花いっぱい運動
- ◎音楽活動・・・音楽朝会を軸とした活動 ・うたの輪（学校内外へのPR）

3 地域とともにある学校づくり

- ◎地域連携・外部指導者の活用・・・地域の教育力等外部人材の活用
- ◎家庭・地域との連携・・・子どものための会との連携 ・学校応援団活動の充実・クイックレスポンス・ふれあいフェスティバル
- ◎コミュニティ・スクール・・・学校運営協議会の連携・活用、熟議
- ◎学校公開・情報発信・・・ホームページの充実、各種たより、学校公開

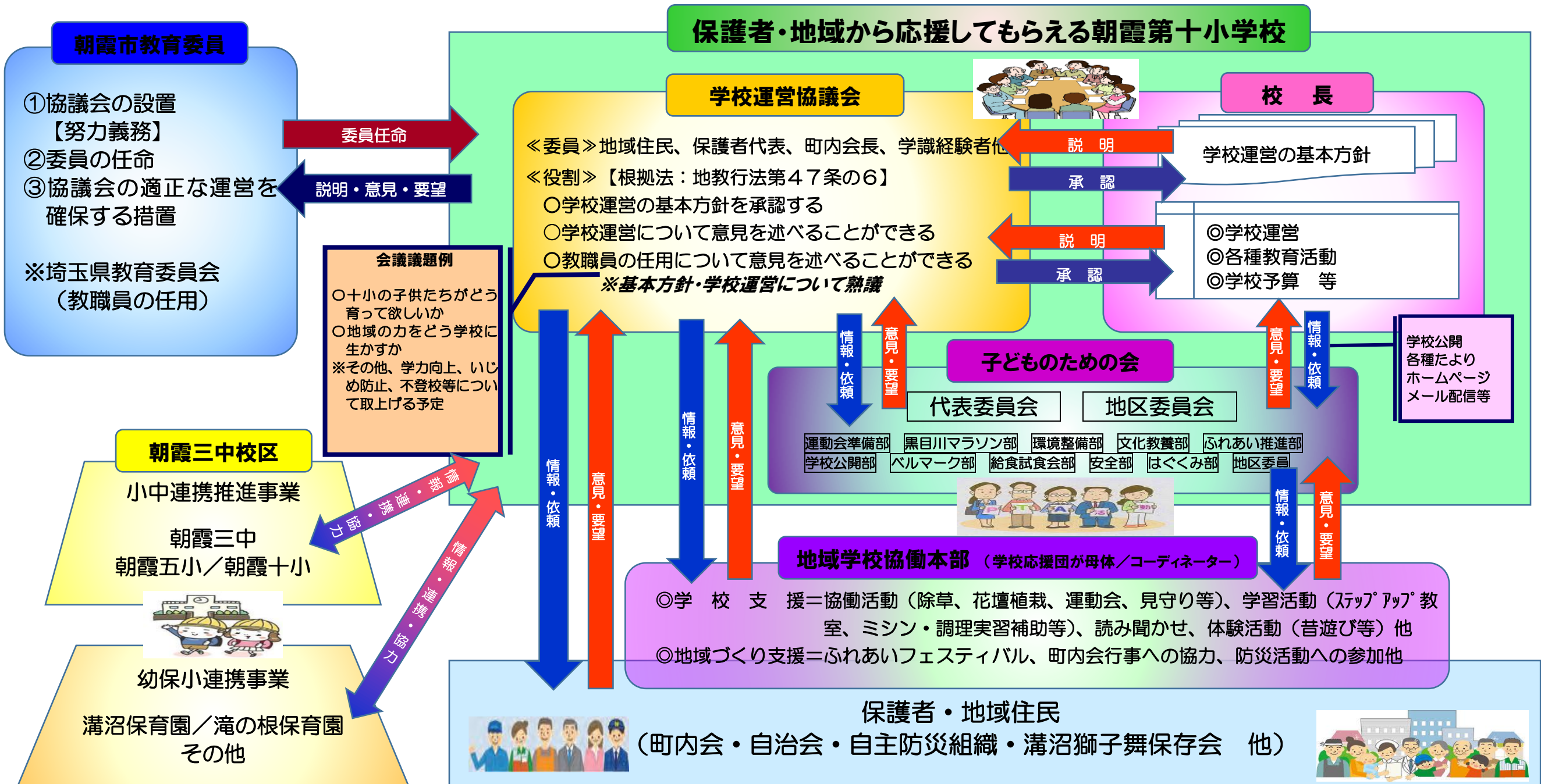
6 教職員の資質・能力の向上と風通しがよく居がい・やりがい・働きがいのある職場づくり

- ◎学校課題研修の取組の充実
 - ・【全教科】自分の考えをもち、相手に分かりやすく表現できる児童の育成
- ◎ライフステージに応じた教職員の資質の向上
 - ・各種授業力向上研修の実施 ・教員同士の学び合い（積極的に授業を見合うことへの意識化）・指導のノウハウの継承・学びに向かう力の評価の研修
- ◎チーム力の向上と参画意欲の醸成
 - ・学年、分掌間の相互補完 ・中堅・ベテランと若手のバディ
 - ・学年主任会の充実 ・ミドルリーダーの育成 ・縦と横の報連相確
- ◎教職員の不祥事防止
 - ・倫理確立委員会の充実 ・不祥事防止チェックリストの実施
 - ・教職への誇りを高める取組 ・風通しのよい職場づくり
- ◎教員の働き方改革（時間外：月45時間、年360時間の達成）
 - ・勤務時間の把握 ・ノー会議日設定 ・「ふれあいデー」等の奨励
 - ・出席簿や出欠連絡の電子化 ・高学年の5時間授業日の設定
 - ・年次休暇や特別休暇等の計画的な取得 ・仕事のシェアと相互補完

朝霞市立朝霞第十小学校 コミュニティ・スクール構想

学校教育目標： 社会に生きる「生かす力」の育成 ～ **い**意欲ある子 **か**考える子 **す**健やかな子
目指す学校像： 豊かな学びで 社会にむけて希望を持った児童がそろう学校

- ◎育てたい児童像と目指すべき教育のビジョンを保護者・地域と学校で共有し、具現化のためにともに協働していくしくみを構築します。
- ◎保護者・地域住民と学校が、相互に顔が見える関係となり、保護者・地域住民の理解と協力を得た学校運営を実現します。
- ◎学校が地域の拠り所となり、学校を中心とした地域ネットワークを形成します。地域の防犯、防災体制も強化できます。



令和7年度 学 校 経 営 方 針

校 長 宮腰 高子

1 学校経営方針の策定に向けて

学校は、全教職員による叡智と情熱を結集させ、子供たちの現在と未来の幸せにつながる教育を進めていく場であり、組織的にかつ有機的、計画的に教育活動を推進していかなければならない。学校経営は、いかにして組織全体の活動によって、教育の効率を高め、成果を上げていくかが問われており、組織体としての学校を成立させている「教職員」「保護者」「地域」が、それぞれの役割を自覚し、協働によって職責を遂行し、学校教育目標の具現化を目指さなくてはならない。今年度は開校から25年目を迎え、これまで朝霞第十小学校が築いてきた伝統を継承するとともに、より魅力ある学校づくりを目指していく。

さらに、学校経営方針の策定に向けて、日本国憲法や教育基本法に基づき、『埼玉県教育大綱』及び『第4期埼玉県教育振興計画』の基本理念（『豊かな学びで未来を拓く埼玉教育』）と基本目標、『埼玉県小学校教育課程編成要領』、『指導の重点・努力点』を抑えた。そして、『第2期朝霞市教育振興基本計画』の基本理念（『心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育』）と基本方針を踏まえ、目指す学校像や今年度の学校経営方針に活かすようにした。

2 学校教育目標・目指す学校像・児童像・教師像について

学校教育目標

『社会に生きる「生かす力」の育成』

「い」意欲ある子、「か」考える子、「す」健やかな子

目指す学校像

「豊かな学びで 社会において希望を持った児童がそろう学校」

◇学習指導要領を踏まえ、子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、豊かな学びの実現を目指します。

◇児童や地域の実態を踏まえ、多様なニーズに対応した教育を推進します。

◇コミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校を目指します。

◇子供・教職員・保護者にとって「よりよい」「やさしさ」のある学校を目指します。

◇全ての教育活動を通して、できた楽しさ、分かった楽しさ、学ぶ楽しさ、ふれ合う楽しさが社会に生きる希望となる学校をつくりまします。

目指す児童像

当たり前のことが当たり前にでき、希望に満ちている児童

◇「い」意欲ある子

- ・基本的生活習慣が身に付き、規律ある態度で凡事徹底できる子を育てます。
- ・夢や志を持ち、その実現に向け目標をもって努力できる子を育てます。

◇「か」考える子

- ・自ら課題を見付け、その解決に向けて試行錯誤する意欲ある子を育てます。
- ・落ち着いて考え、自分の思いや考えを表現できる子を育てます。

◇「す」健やかな子

- ・いじめを許さず、人権感覚を身に付けた思いやりのある子を育てます。
- ・体力の向上を目指すたくましい子を育てます。

目指す教師像

「認め励まし、鍛え育て、自信を持たせる」教育活動を推進する

- ◇ 子供一人一人を大切にする教師
- ◇ わかる・できる授業を工夫する教師
- ◇ 明るく健康で情熱にあふれる教師
- ◇ 専門職としての使命を自覚し信頼に応える教師

3 学校経営方針

学校経営方針の基本的な考え方

- ◇ 教育公務員として諸法令に則り、子供たちの健やかな成長を願い、教育活動の質を高める。
- ◇ 「仕事は厳しく、職場は明るく、人間関係は温かく」を基本に、チーム十小、心を一つにして活力みなぎる職場にする。
 - ・教育公務員としての自覚と教職員事故の根絶に向けた高い倫理観
 - ・学校運営への積極的な参画（個々の経験・持ち味・多彩なアイデアの発揮と共有・実践）
 - ・教職員の共通理解と共通行動（一枚岩の学校、報告・連絡・相談・確認の徹底）
 - ・「児童の学び」「質の高い教育」を考えた働き方改革

令和7年度の学校経営方針

- ①Cから始めるPDCAの検証改善サイクルに沿って、現在の教育の重要課題を重点化し、不易と流行の視点から教育活動を推進する。
- ②各種教育活動や取組は、目標やねらい等原点に立ち返って見直し・改善を図り、25年目を迎える学校として、よりよい校風と伝統を構築する。
- ③豊かな学びの機会を保障し、社会に生きる「生かす力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体、自立する力）を身に付けた児童を育成する。

- ④地域の宝である子供を真ん中に据え、コミュニティ・スクールとして学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開する「地域とともにある学校」「保護者・地域から応援してもらえる学校」を目指す。
- ⑤学校を取り巻く環境が変化する中で、「安心・安全な学校」づくりを推進するとともに、「子供たちが通いたい学校」「保護者が通わせたい学校」「教職員が働きたい学校」づくりを推進する。
- ⑥教職員のライフステージに応じて、意図的・計画的に一人一人の資質・能力の向上に努めるとともに、風通しがよく、教職員一人一人が「やりがい」「働きがい」のある、あたたかな職場づくりを進める。

学校経営方針のポイント

① について

- 令和7年度においても「学力と体力の向上」を重点課題とする。各種調査等の結果を踏まえ、「確かな学力」の定着と「体力の向上」に向けた取組を行う。
- 目の前の児童をみて、どういう状況にあるかを「判断（評価）」（C）する。そして、その「評価」をもとに目指す児童像や目標に向かって、具体的な方策を「計画」（P）し、「実践」（D）する。実践する際には、改めて目の前の児童の状況を見て、取組の成果を「検証」（C）する。そして、それを元に、修正を加えたり、「改善策」（A）を考えたりする。こういった取組を、学校全体、そして各教室で日常的に展開していく。
- 「不易」にあたる「教育に関する3つの達成目標」の「学力」・「規律ある態度」・「体力」を定着するとともに、「道徳性」や「伝統や文化、郷土を愛する態度」を身に付け、伸ばす教育を行う。
- 「流行」にあたる学習指導要領で示された「主体的・対話的で、深い学び」の追求＝「豊かな学び」を通して、授業改善を図る。さらに「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、新時代の教育を推進するとともに、タブレット端末の効果的な活用を構築し、豊かな学びの実現を目指す。
- 体育的活動の充実と食に関する指導、健康教育の充実を通して「健やかな子」の具現化を図る。
- 「いじめ、不登校への対応」や「多様なニーズへの対応」を通して、インクルーシブ教育及び特別支援教育の視点・ユニバーサルデザインの教育の視点に立ち、一人一人の児童に寄り添った教育を展開する。

② について

- 各種教育活動の基本は、目標（ねらい）にある。したがって、その目標を達成するために戦略を立て、具体的な取組を考え、実践していく。
- 全ての教育活動は、子供のためにある。目の前の子供をどのように伸ばしていくか、できないところだけに目を向けるのではなく、少しでもできたこと・伸びたことを認め、褒めることで、自信をもたせ、自己肯定感、自己存在感をもてるようにする。
- これまでの取組をスクラップ＆ビルドの視点から見直し、改善（スリム化）を進める。

③ について

- 予測困難な時代の中で、「不易と流行」を意識しながら、その時代に合わせた教育活動ができるよう、見直しと検討を進めながら、豊かな学びの機会を保障する。

- 学校応援団やおやじの会、地域、企業、NPO等の持っているコンテンツを効果的に教育課程に取り入れた「社会に開かれた教育課程」の編成を行う。
- 児童の実態を踏まえ、課題を重点化し、それらを解決・改善するための「社会に生きる「生かす力」」を身に付けさせるためのカリキュラム・マネジメントを進める。
- 全教育活動を通して、道徳的判断力・心情・実践意欲・態度を育てる。校内環境を整備し、意欲や態度の育成につなげる。
- 「キャリア・パスポート」の取組を通して、自立する力を育成する。

④ について

- 「子供たちは、学校で学び、親の愛情によってはぐくまれ、地域の中で育つ。」という理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開できるようにする。
そのために、学校公開の機会を利用したり、各種たよりの配信やホームページの内容を充実させたりすることで、本校の教育活動を知ってもらう。
- 5年目となるコミュニティ・スクールについて、学校運営協議会委員をはじめ、子どものための会・学校応援団、地域に対して、情報を共有し、子供たちに何ができるかを学校とともに考える。
- 学校に対する信頼を得て、保護者・地域から応援してもらえる学校づくりをするために、「クイックレスポンス」を心がける。縦（管理職・各主任）と横（学年間・ブロック間・分掌間）の報告・連絡・相談を欠かさないようにする。
- 保・幼・小・中学校間の連携を強化し、取組内容を充実させていく。近隣の保・幼との連携を通して、「小1プロブレム」への対応や朝霞第三中学校との連携を通して、「中1ギャップ」の解消に向けて、具体的な策を講じていく。

⑤ について

- 登下校および家庭での交通事故防止をはじめ、災害時の避難行動等において、自分の身は自分で守る子供を育成していくことが重要である。
- 開校25年目をむかえ、施設・設備の課題も見られ、子供の安全を第一優先に、施設・設備による事故の防止及び安全管理を進める。また、外壁等の大規模改修に伴い、できる限り教育活動に支障が無いよう、市教委と連携し計画的に進めていく。
- 『あさか防災ガイド&マップ』の周知をするとともに、校内の防災マニュアルの見直しを図る。
また、地震等で避難所として開設された際に、『避難所運営マニュアル』を策定し、役割分担等も確認する。地域の防災組織との連携を図る。

⑥ について

- ベテラン・中堅教員のもっている指導力や経験のノウハウを日頃のコミュニケーションや研修をとおして継承していく。
- 引き続き、業務内容や教職員一人一人の働き方を見直し、勤務時間の削減や負担軽減に向けた取組を進める。また、「ふれあいデー」「全校5時間の日」を設け、積極的に定時退勤や休暇等を奨励していく。
- 埼玉県内の懲戒処分件数が引き続き多い状況にある。本校からは教職員事故を出さない、という決意の下、教職員の事故防止に向けた取組を定期・臨時で行う。
- 若手からベテランまで、教職員一人一人が「やりがい」「働きがい」のある、あたたかな職場づくりを進める。

- 学年内や学年間、分掌間相互にコミュニケーションを取り、報告・連絡・相談・確認・見届けをしながら、仕事を進めたい。教員相互のコミュニケーションを取る第一歩は、明るい挨拶と労いの声かけから。そして、よりそいながら、風通しのよい職場環境を進めて行く。
- ライフステージに応じた教職員の資質の向上の場をつくる。